

令和元年 第63回臨時会

坂井地区広域連合議会会議録

令和元年7月24日開会

令和元年7月24日閉会

坂井地区広域連合議会

令和元年 第63回坂井地区広域連合議会臨時会 会議録目次

◎第1日目（令和元年7月24日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長召集挨拶	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	5
○議席の一部変更について	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議長の選挙	6
○提案理由の説明	7
○議案第9号から議案第12号の質疑、討論、採決	9
○閉議の宣告	11
○広域連合長閉会挨拶	12
○閉会の宣告	12

1 第63回坂井地区広域連合議会臨時会議事日程

令和元年7月24日
午後3時55分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正
予算(第1号))
- 日程第 7 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条
例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例
の制定について)
- 日程第 9 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
(坂井地区広域連合行政不服審査会の組織及び運営等に
関する条例の制定について)

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 山田 秀樹	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 南川 直人	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 川畑 孝治
13番 山川 知一郎	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康 男	副広域連合長 坂 本 憲 男
事務局長 堀 江 好 美	事務局次長 出 島 瑞 恵

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 長谷川 浩 幸	議会事務局書記 出 店 理 成
-----------------	-----------------

〔一同起立・礼・着席〕

◇開会の宣告◇

○副議長（田中千賀子） ただいまから、第63回坂井地区広域連合議会臨時会を開会いたします。（午後3時55分）

◇広域連合長召集挨拶◇

○副議長（田中千賀子） 開会にあたり、広域連合長の召集の挨拶を許します。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 臨時議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日やっと梅雨が明けました。例年よりおそくなっておりどうなると思っておりましたが、青空が爽快に感じられる時期になりました。議員各位には、何かとお忙しい中にもかかわらず、本臨時会にご参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

また、先月、あわら市議会において組織替えがあり、一部議員に変更がございましたが、今後とも、当広域連合議会議員として、ご指導賜りますようお願い申し上げます。さて、第7期介護保険事業計画も2年目に入りました。団塊の世代がすべて75歳となる2025年に向けて、医療・介護ニーズが急増していくことは必至です。当広域連合といたしましても、高齢化が進展していく中、できるだけ要介護状態にならないように、また、要介護状態となっても重度化しないよう、地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組んでまいりますので、議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本臨時会におきましては、議会の組織に関する案件のほか、専決処分の報告に関するもの4議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容につきましては、後程ご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。

◇開議の宣告◇

○副議長（田中千賀子） 本日の出席議員数は18名であります。よって会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元

に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○副議長（田中千賀子） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。長谷川参事。

○議会事務局参事（長谷川浩幸） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案4件であります。次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めたものは、広域連合長以下4名であります。以上でございます。

◇議席の一部変更について◇

○副議長（田中千賀子） 日程第1、議席の一部変更についてを議題とします。

このたび、あわら市議会の組織替えにより、1名の議員が変わられましたので、会議規則第4条第1項の規定により副議長において議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配布のとおりでございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○副議長（田中千賀子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、畑野麻美子議員、16番、北島 登議員の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○副議長（田中千賀子） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中千賀子） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◇議長選挙◇

○副議長（田中千賀子） 日程第 4、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項、第 3 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中千賀子） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました

○副議長（田中千賀子） お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中千賀子） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

○副議長（田中千賀子） 議長に卯目ひろみ議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名しました卯目ひろみ議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中千賀子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました卯目ひろみ議員が議長に当選されました。

議長に当選された卯目ひろみ議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました卯目ひろみ議員から、ご挨拶がございます。

○議長（卯目ひろみ） 卯目でございます。ただいまは、議長という大役にご推挙いただきまして誠にありがとうございます。身に余る光栄だと思っております。この議会ですけれどもこの議会は介護保険それからクリーンセンター、清掃環境ですね。それから斎苑ですね。斎苑と墓地。私たち市民にとりまして本当に生活に密着した議会だと思っております。私、本当に粗忽ものでございます。皆様の末永いおつきあいとそれからご協力、ご鞭撻、ご指導、皆さんどうぞご協力ください。そしていい議会を作りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

○副議長（田中千賀子） ここで暫時休憩といたします。

◇提案理由の説明◇

○議長（卯目ひろみ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、提案理由の説明に入ります。日程第6から日程第9まで、議案4件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） それでは、本臨時会に提案いたしました議案第9号から議案第12号までの「専決処分の承認を求めることについて」の4議案について提案理由を申し上げます。

まず、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。本案は、平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、4月15日に専決処分を行ったものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,374万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億896万5千円としたものでございます。補正の内容といたしましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム業務委託料等の834万2千円、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金3,540万円であります。これに伴う歳入といたしましては、委託料834万2千円は、構成市の負担金をお願いしております。また、介護基盤緊急整備等特別対策事業3,540万円につきましては、同額の県補助金の充当を見込んでおります。

次に、議案第10号及び議案第11号の「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

議案第10号につきましては、坂井地区広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、3月25日付けで専決処分を行ったものであります。学校教育法の改正に伴い、31年4月から専門職大学制度が創設されました。この大学は、前期課程と後期課程があり、前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うこととなりました。

坂井地区広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、一般廃棄物処理施設(さかいクリーンセンター)の技術管理者の資格要件が、短期大学と高等専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程を卒業した後、5年以上の実務に従事した経験を有する者となっているため、これに、専門職大学の前期課程も含む条例の改正を行ったものであります。

議案第11号につきましては、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正することについて、3月25日付けで専決処分を行ったものであります。

消費税の増税に伴い、低所得者の第1号保険料の軽減強化を図るため、第1段階から第3段階の保険料を軽減するものです。施行日は31年4月1日で、今年度の保険料から第1段階は32,400円を27,000円に、第2段階は50,400円を41,400円に、第3段階は54,000円を52,200円にするものです。

議案第12号は、行政不服審査会の組織及び運営等に関する条例を制定したもので、3月25日付けで専決処分を行ったものであります。

行政手続法に基づいて処分を進めていくうえで、行政処分等に係る審査請求については今後請求される可能性があり、行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものです。

以上、本臨時会に上程しております議案4件の提案理由とさせていただきます。何とぞ慎重なるご審議のうえ妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(卯目ひろみ) 堀江事務局長。

○事務局長(堀江好美)

議案第9号につきまして、私から詳細をご説明申し上げます。

坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、6、7ページをご覧

ください。

目1一般管理費 節13 委託料 834万2千円の内訳は、介護保険料低所得者負担軽減等制度改正に伴う介護保険システム業務委託料が507万5千円、社会保障・番号制度の平成31年度改定に対応するための改修委託料が326万7千円となったものです。この財源、歳入分担金及び負担金として構成市の負担金の補正をお願いしております。

次に、歳出、目4介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金3,540万円については、第7期介護保険事業計画に基づき、昨年7月に、30年度整備分の小規模多機能型居宅介護、31年度整備分認知症対応型共同生活介護の事業者が選定されどちらも同じ事業者となりました。

30年度整備分の小規模多機能型居宅介護施設整備3,540万円については、選定後8月定例議会で予算を計上させていただきましたが、事業者より31年度整備分認知症対応型共同生活介護施設整備とあわせて行いたいとの要望があり、県、事業者、広域連合の三者で協議をしておりましたが、県が31年度予算で整備すると31年3月に決定され、31年度になり、県から補助金の内示がありました。

これにより、歳出は介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金3,540万円を、その財源として歳入は県支出金、介護施設等整備事業補助金、歳出と同額の3,540円を計上したものです。

なお、30年度予算に計上しました3,540万円は不用額としました。

よろしく申し上げます。

○議長（卯目ひろみ） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◇議案第9号から議案第12号の質疑、討論、採決◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第6、議案第9号、「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第9号、「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号））」は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第7、議案第10号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第8、議案第11号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第11号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第11号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第9、議案第12号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合行政不服審査会の組織及び運営等に関する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第12号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合行政不服審査会の組織及び運営等に関する条例の制定について）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（卯目ひろみ） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（卯目ひろみ） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際これを許可します。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、提出いたしましたすべての議案、それぞれ妥当なご決議を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、これから暑い日が予想されます。議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（卯目ひろみ） これをもちまして、第63回坂井地区広域連合議会臨時会を閉会します。

[一同起立・礼]

午後4時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

副議長

議員

議員